

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども家庭課)

ページ
一

号 外 (一) 令 和 二 年 三 月 十 日

規 則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十七号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則(昭和四十七年岐阜県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、別表第一備考第七号に該当する者については、その旨を記載した療育給付専帰(夫)みなし適用該当申出書(別記第三号様式)の二(を当該療育給付申請書に添付しなければならない)。

第五条中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第23条関係)

階層区分	世帯の階層区分	徴収月額	加算徴収月額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	220円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	4,500円	450円
D1	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当するもの	3,000円以下	580円
D2		3,001円以上 5,800円以下	690円
D3		5,801円以上 8,700円以下	760円
D4		8,701円以上 13,000円以下	850円
D5		13,001円以上 17,400円以下	940円
D6		17,401円以上 22,400円以下	1,100円
D7		22,401円以上 28,200円以下	1,250円
D8		28,201円以上 58,400円以下	1,620円
D9		58,401円以上 75,000円以下	1,870円
D10		75,001円以上 96,600円以下	2,310円
D11		96,601円以上 121,800円以下	2,750円
D12		121,801円以上 175,500円以下	3,570円
D13		175,501円以上 221,100円以下	4,400円
D14		221,101円以上 380,800円以下	5,230円
D15		380,801円以上 549,000円以下	8,070円
D16		549,001円以上 579,000円以下	8,500円
D17		579,901円以上 700,900円以下	10,290円
D18		700,901円以上 849,000円以下	12,250円
D19		849,001円以上 1,041,000円以下	14,380円
D20		1,041,001円以上	全額

備考

- 1 当該年度分の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度分の市町村民税によることとする。
- 2 徴収月額の特例
 - (1) A階層以外の各階層区分に属する世帯から2人以上の児童が同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の徴収月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算徴収月額によりそれぞれ算定するものとする。
 - (2) 入院期間が1カ月未満のものについては、徴収月額又は加算徴収月額につき、更に次の算式による日割計算によって決定する。

$$\text{基準月額} \times \frac{\text{その月の入院（通院）期間}}{\text{その月の実日数}}$$

- (3) (1)及び(2)により算定した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - (4) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定を行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。
- 3 世帯の階層区分の認定
 - (1) 認定の原則
世帯の階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得割等の課税の有無により行うものである。
 - (2) 認定の基礎となる用語の定義
ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであつて、夫婦と児童が同一家で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合など、その父が児童と同一世帯に属しているものをいう。
イ 「扶養義務者」とは、民法第877条第1項の直系血族（父母、祖父母、養父母等をいう。）及び兄弟姉妹（原則として就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業のものを除く。）並びに同条第2項に規定する三親等内の親族（叔父、叔母等をいう。）で家庭裁判所が特別の事情ありとして特に扶養の義務を負わせるものをいう。
ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。
 - (3) この表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。
 - 4 この表の徴収月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、県が徴収する額が県の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた額を超えないものとする。
 - 5 徴収金額の特例
災害時により前年度と当該年度との所得に著しい変動があつた場合は、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。
 - 6 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発見第59号の2厚生事務次官通知）第4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考第3（3）に準じて特に困窮していると知事が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。
 - 7 次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者については、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。
また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて市町村民税非課税として取り扱う者以外のものの所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、（1）又は（3）に該当する場合にあつては26万円を、（2）に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。
 - (1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年（1月から6月までの間の利用にあつては、前々年）の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の生計同一配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。）に限る。以下同じ。）を有するもの（（2）に掲げる者を除く。）
 - (2) （1）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
 - (3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

別表第三の四の二の六項」及び「第五の四の二の六項」及び「
回表第三の四の二の六項」及び「入所児童」及び「入所児童の属する世帯」及び「
昭和39年法律第129号」及び「(昭和39年法律第129号)第6条第1項」及び「又は」及び「又
は同条第2項に規定する」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
及び「(ハ)」及び「(ニ)」及び「(ホ)」及び「(ヘ)」及び「(ニ)」及び「(ホ)」及び「
オ」及び「オ」。

別表第三の四の二の六項。

別表第3 (第23条関係)

扶養義務者徴収額表

各日初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収月額			
		入所施設	母子生活支援施設、児童心理治療施設 通所部、児童自立支援施設通所部及び 自立援助ホーム		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円		
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円		
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみのも（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円		
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	9,000円以下	6,600円	3,300円	
D 2		9,001円以上 27,000円以下	9,000円	4,500円	
D 3		27,001円以上57,000円以下	13,500円	6,700円	
D 4		57,001円以上93,000円以下	18,700円	9,300円	
D 5		93,001円以上177,300円以下	29,000円	14,500円	
D 6		177,301円以上258,100円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。	20,600円	
D 7		258,101円以上348,100円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。	
D 8		348,101円以上456,100円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。	
D 9		456,101円以上583,200円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。	
D 10		583,201円以上704,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。	
D 11		704,001円以上852,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。	
D 12		852,001円以上1,044,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。	
D 13		1,044,001円以上1,225,500円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が166,600円を超えるときは、166,600円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。	
D 14		1,225,501円以上1,426,500円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額。ただし、その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。	
D 15		1,426,501円以上	全額	全額	

備考

- 1 当該年度分の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度分の市町村民税によることとする。
- 2 この表のC階層における「均等割の額」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 階層区分の認定については、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の規定によつて再計算しない取扱いを原則とする。
 ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童の属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることとする。
- 4 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 5 この表の「入所施設」とは、助産施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、ファミリーホーム及び里親をいう。
- 6 児童の属する世帯の階層がB階層であつても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、徴収月額を0円とする。
 - (1) 「単身世帯」…扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童の属する世帯は、単身世帯とみなす。）
 - (2) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの世帯
 - (3) 次に掲げる者（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童、同法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 知事から療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児
 - エ 国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等障害を支給事由とする年金の受給者
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) 扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると子ども相談センター所長又は福祉事務所長が認めた世帯
- 7 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。
 また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて市町村民税非課税として取り扱う者以外のものの所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。
 - (1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）
 - (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
 - (3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除以下である子）を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- 8 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収月額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の徴収月額（附則第2項の規定の適用後の徴収月額を含む。）に0.1を乗じた額をもつてその児童等に係る徴収月額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は同法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収月額については、「児童入所施設に係る徴収月額+児童入所施設に係る徴収月額×0.1×(当該世帯における施設措置児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設措置児童のうち、徴収月額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童心理治療施設通所部又は児童自立支援施設通所部の徴収月額である場合は、当該世帯における施設措置児童の徴収月額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は同法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収月額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収月額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は同法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は、当該支払った額）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童措置施設に係る徴収月額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童措置施設に係る徴収月額は、0円とする。
- 9 ファミリーホーム又は里親に委託されている児童及び母子生活支援施設又は児童養護施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合の通所に係る徴収金の月額は、0円とする。
- 10 助産を実施した妊産婦に係るこの表の適用については、その出産給付の額に、B階層にあつては20パーセント、C階層にあつては30パーセント、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収月額に加えるものとする。
 なお、この表の徴収月額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る徴収月額とみなす。
- 11 措置児童等の各月の支弁額の算出方法は、次の算式による。
 - (1) 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは里親の措置費の各月のその措置児童1人当たり又は母子生活支援施設の実施運営費1世帯当たりの支弁額は、次の算式Aにより算定した額とする。ただし、その措置児童等の在籍日数が1月未満であるときは、算式イによるものとする。

算式A

その施設の事務費の月額保護単価（3歳未満児、年少児及びボイラー技師雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、除雪費の単価を除く。算式イにおいて同じ。）+事業費の各費目（里親手当を除く。算式イにおいて同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算式イ

〔（事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数（入所の措置がされた日を含み、解除の措置がされた日を除く。）+月額保護単価により支弁した費目以外の事業の支弁した額の合計額
 - (2) 助産施設の措置費の各月のその入所者1人当たりの支弁額は、事業費の各費目のその月におけるその入所者につき支弁した額（その入所者の在籍日数が1月未満であるときの事業費の各費目のうちの月額保護単価による支弁額は、(1)の算式イに準じて算定した額）の合算額とする。
- 12 入所児童等の施設在籍日数が1月未満であるときは、第11号の算式により算出した支弁額と、この表の徴収月額とを比較し、いずれか低い方の額をその者のその月の徴収月額とする。
- 13 乳児院の短期入所については、この表の規定にかかわらず、A階層及びB階層については無料、C階層からD4階層（地方税の額が81,000円以下の場合に限る。）までについては、1,000円に入所日数を乗じて得た額、D4階層（地方税の額が81,001円以上の場合に限る。）からD14階層までについては、2,000円に入所日数を乗じて得た額、D15階層については全額を当該児童に係る徴収月額とする。
- 14 保育所に入所している障害のある児童が指定障害児通所支援事業所へ通所する場合の当該指定障害児通所支援事業者に係る徴収金の月額は、次の算式により算定した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。この場合においては、第8号及び第11号の規定は、適用しないものとする。

算式

この表の徴収月額÷その月の日数（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）×その月の通所日数

第3号様式の2 (第3条関係)

年 月 日

療育給付寡婦 (夫) みなし適用該当申出書

住 所 :
申出者氏名 : 印
子 の 名 前 :

私は、療育の給付に係る費用負担の算定に関して、寡婦又は寡夫のみなし適用に該当するので、添付書類を添えて申し出ます。

【寡婦又は寡夫とみなされる者として該当する番号をチェックしてください。】

- ① 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子に限る。）を有するもの
- ② ①に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- ③ 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子に限る。）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

（注1）「所得」とは、地方税法第313条第1項に規定する所得（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額をいう。）の合計額となります。また、本事業の利用日が1月から6月までの場合は、前々年の所得となります。

（注2）「基礎控除額」とは、所得税法第86条第1項の規定により控除される額（38万円）となります。

【添付書類】

- (1) 申出者・子の戸籍全部事項証明書
- (2) その他岐阜県知事が必要と認めるもの

【注意事項】（下記の内容について同意の上申出書の提出を行ってください。）

- ・岐阜県知事が必要と認めた範囲において、児童扶養手当の支給に関する情報や申出者及び対象となる子の課税状況等の寡婦（夫）とみなすために必要な情報を関係部署に照会し、又は情報提供する場合があります。
- ・また、本事業利用後において、申請内容に虚偽があつた場合は、寡婦（夫）みなし適用を取り消し、当該申出に基づき適用された利用料の減額分について、全額返還いただくこととなります。

別記第三号様式の次に次の一様式を加える。

第 3 7 号様式 (第 2 5 条関係)

別記第三十七号様式及び別記第三十七号様式の二を次のように改める。

第 年 月 日

様

子ども相談センター所長



児童保護措置費徴収金決定 (変更) 通知書

年 月 日に入所 (委託) 措置された 様に係る費用について、児童福祉法第 5 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり徴収することを決定 (徴収金の額を変更) しましたので、別途送付される納入通知書により期限内に納入されるよう通知します。

記

徴収金 (月額)	円 (階層) ただし、 月分は 円 上記の金額は、岐阜県児童福祉法施行細則第 2 3 条第 2 項の規定により算定しています。
負担開始 (変更) 年月日	年 月 日
備 考 (変更の理由)	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服があるときは、上記 1 の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を代表するものは岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

第37号様式の2 (第25条関係)

第 号
年 月 日

様

県事務所長
(岐阜地域福祉事務所長)



〔 助 産 〕
〔 母子保健 〕 の実施に係る費用徴収金決定 (変更) 通知書

年 月 日に入所された 様の〔 助 産 〕
〔 母子保健 〕 の実施に係る

費用について、児童福祉法第56条第2項の規定により、下記のとおり徴収することを決定 (徴収金の額を変更) しましたので、別途送付される納入通知書により期限内に納入されるよう通知します。

記

徴収金 (月額)	円 (階層) ただし、 月分は 円 上記の金額は、岐阜県児童福祉法施行細則第23条第2項の規定により算定しています。
負担開始 (変更) 年月日	年 月 日
備 考 (変更の理由)	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を代表するものは岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第三の規定は、令和元年七月一日(以下「適用日」という。)以後に採る措置に係る徴収金から適用する。

(経 過 措 置)

2 適用日の前日から引き続き助産施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム若しくは母子生活支援施設に入所し、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に通所し、又はファミリーホーム若しくは里親に委託されている児童等(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第一項に規定する児童等をいう。以下同じ。)又はその扶養義務者から徴収金を徴収する場合であつて、改正後の別表第三に定めるところにより算定した額が改正前の同表に定めるところにより算定した額を超えるときにおける徴収金の額については、なお従前の例による。

3 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に助産施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム若しくは母子生活支援施設に入所し、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に通所し、又はファミリーホーム若しくは里親に委託されている児童等又はその扶養義務者から当該期間に係る徴収金を徴収する場合であつて、改正後の別表第三に定めるところにより算定した額が改正前の同表に定めるところにより算定した額を超えるときにおける徴収金の額については、なお従前の例による。

令和二年三月十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社